

通学定期運賃の一部を補助します

目的および概要

北大阪急行電鉄線の延伸に伴う路線バスの再編により、北大阪急行電鉄と阪急バスを乗り継ぐ必要が生じ、通学費用が増加する学生に対して、緩和措置として、令和6年度に限り、通学定期運賃の一部を補助します。

対象者

次の条件にすべて当てはまるかたが対象となります。

- 箕面市にお住まいのかた
- 阪急バスの通学定期券（阪急スクールパス含む）を利用されるかた
- 箕面萱野駅または箕面船場阪大前駅を乗降駅に含む北大阪急行電鉄の通学定期券を利用されるかた

※生活保護費（通学定期代）を受給されているかたは対象となりません。

※通学定期券以外は対象となりません。

補助額

北大阪急行電鉄延伸線の開業・路線バスの再編により増加した通学定期運賃の最大50%を補助します。補助額については、次の要領で計算します。

- 1, 北大阪急行電鉄延伸線の開業前後の阪急スクールパスの【学年運賃】を比較します。（開業前は、原則、ご自宅付近の乗車地から千里中央駅までの運賃で計算します。）
- 2, 北大阪急行電鉄延伸線の開業前後の北大阪急行電鉄・通学定期券の【6ヶ月定期券】×2回の運賃を比較します。
- 3, 対象月数を計算します。（対象月数の計算は次項をご参照ください。）
- 4, 「1」「2」それぞれの差額を合計した金額×50%÷12月×「3」で算出した対象月数で補助額を算出します。

【計算例】※対象月数11ヶ月の場合

交通機関	再編【前】	再編【後】	差額
阪急バス	116,600円	87,400円	-29,200円
北大阪急行電鉄	0円	43,220円	+43,220円
合計	116,600円	130,620円	+14,020円

14,020円 × 50% ÷ 12月 × 11ヶ月 = **6,425円** 【補助額】

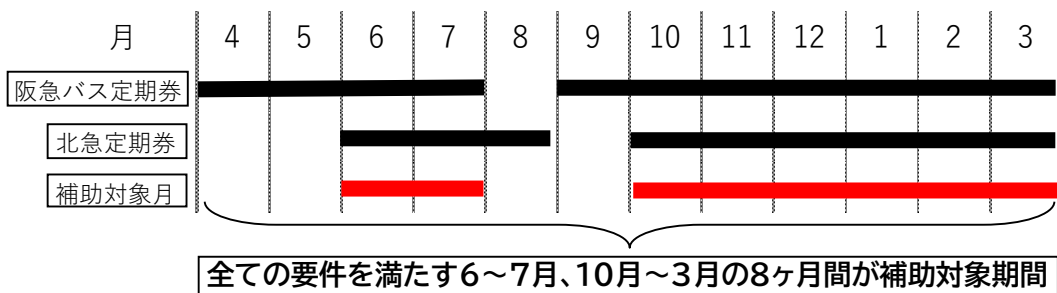
※1円未満は切り捨てして計算します。

対象月

- 阪急バスの通学定期券（阪急スクールパス含む）および北大阪急行電鉄の通学定期券の両方が有効な月（※対象期間は月割で計算します。）
 - ・定期券の有効期間開始日が16日以降の場合は、当該月は対象期間に含みません。（例：定期券有効期間が4月16日～10月16日の場合：5月～10月が有効）
 - ・定期券の有効期間終了日が15日以前の場合は、当該月は対象期間に含みません。（例：定期券有効期間が4月2日～10月2日の場合：4月～9月が有効）
 - ・阪急スクールパス【2学期プラス】の有効期間開始日は8月20日となり、有効期間開始日が16日以降となりますが、8月も対象期間として計算します。

◆具体例

箕面市に
・令和6年5月10日に転入。
・阪急スクールパスを1学期、2学期、3学期をそれぞれ購入
・北大阪急行電鉄の通学定期を2回購入
3ヶ月定期
(6/1 有効期間開始)
6ヶ月定期
(10/1 有効期間開始)



【※注意】定期券の更新前および本申請時には、定期券の写真をお取りください。

- ・定期券を利用されていたことを証明いただくため、定期券の写真の添付が必要となります。
- ・定期券を更新される場合は、更新前に定期券の写真を撮影してください。
- ・更新される前に写真を撮影していなかった場合、当該期間は補助対象となりませんのでご注意ください。

<写真撮影の方法>

- ・定期券の**有効期間終了日から1ヶ月前以降の日**に撮影してください。
(例：令和6年9月30日まで有効の定期券→令和6年8月30日以降に撮影)
(1ヶ月定期券の場合、有効期間開始日の16日目以降に撮影してください)
- ・**新聞やレシートなどの撮影日がわかるものと一緒**に撮影してください。

申請の手続

- 申請者…通学定期券の利用者本人または同一世帯のかた。(振込口座の名義人と同一のかたとします。)

<①はじめに>

【令和6年3月以降】
随時申請いただけます。

- 以下または右記のQRコードから事前申請をしてください。

< <https://logoform.jp/f/FMj3T> >

※マイナンバーカード(※)などの住所がわかる本人確認書類などの住所がわかる本人確認書類を撮影したものを添付して下さい。(通学定期利用者および申請者の両方)



<②定期券の写真撮影> 【随時】

- 定期券の有効期間終了日から1ヶ月前以降の日**に定期券の写真撮影**をしてください。
※写真撮影については上記または「よくある質問」をご確認ください

<③本申請>

【令和7年3月中】
※期限3月31日

- 次項記載の添付書類をご用意ください。
- 以下または右記のQRコードから添付書類を添付し、**本申請**をしてください。

< <https://logoform.jp/f/D8iRa> >

※ **申請期限…令和7年3月31日**



本申請時の添付書類

- 定期券を撮影したもの(阪急バスおよび北大阪急行電鉄の両方)
※更新前に撮影した写真、本申請時に撮影した写真のすべてを添付してください。
※不足する期間、日付のわかるものと撮影していないものは無効となりますのでご注意ください。

* 事前申請時と申請者が異なる場合は、申請者の本人確認書類が必要です。

◆ よくある質問 ◆

申請について

Q1：インターネットが使えない人は申請できませんか？

→申請いただけます。申請書は、箕面市交通政策室にてお渡しいたしますので、必要事項を記入の上、箕面市交通政策室までご提出ください（郵送または持参。FAXは不可）。定期券を撮影したもののについては、現像等して出力いただいたものを添付してください。
なお、事前申請および本申請の両方が必要です。

Q2：阪急スクールパスを利用してオレンジゆずるバスに乘車し、箕面萱野駅から北大阪急行電鉄に乗り継いで通学していますが、補助対象となりますか。

→阪急スクールパスを利用してオレンジゆずるバスに乘車して北大阪急行電鉄に乗り継いで通学されているかたも補助対象となります。

Q3：箕面市にある学校に通学していますが申請できますか？

→箕面市民のかたは申請いただけますが、箕面市民以外のかたは申請いただけません。

Q4：箕面市外にある学校に通学していますが申請できますか？

→箕面市民のかたは申請いただけますが、箕面市民以外のかたは申請いただけません。

Q5：申請できない学校はありますか。

→阪急バスおよび北大阪急行電鉄の両方の通学定期券を購入できる学校であれば申請可能です。

Q6：年度途中で箕面市に転入した場合や箕面市から転出した場合は申請できますか。

→申請いただけます。表面記載のとおり、事前申請いただいたうえで、令和7年3月に本申請してください。なお、事前申請時に箕面市の住所が記載された本人確認書類の写影が必要となりますのでご注意ください。

また、事前申請いただいたかたが転出する場合、転出されるタイミングでも本申請いただけます。

Q7：本人確認書類は何を添付すればいいですか。

→下記ページに掲載している本人確認書類を添付してください。

https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/documents/01_honninkakuinnshorui.pdf



Q8：住民票を動かしていないため、箕面市内の住所が記載された本人確認書類がない場合、申請できますか。

→箕面市の住所が記載された本人書類がない場合は申請いただけません。なお、やむを得ない事情により、箕面市に住民票を異動させることができないかたはご相談下さい。

Q9：通学定期券を障害者割引額で購入しているが、補助対象となりますか。

→補助対象となります。補助額は、割引後の通学定期運賃をもとに算出します。

Q10：休職して大学に通っている場合や働きながら夜間の定時制学校に通っている場合も申請できますか。

→阪急バスおよび北大阪急行電鉄の両方の通学定期券を購入して通学している場合は申請可能です。

対象期間・補助金額について

Q1：北大阪急行電鉄の通学定期券（6ヶ月）を4月20日に購入した場合の対象期間は？

→5月～10月が対象期間となり、4月は補助対象期間外となります。

Q2：年度途中で転校や転居した場合の対象期間はどうなりますか。

→転校や転居に伴い定期券の区間が変更となった場合、転校日や転居日により、定期券の変更前後の補助金額をそれぞれ計算します。なお、変更日が15日以前の場合、当該月は変更後の定期券の区間により補助金額を計算し、16日以降の場合は、当該月は変更前の定期券の区間に応じて計算します。なお、転校や転居に伴い、阪急バスや北大阪急行電鉄を利用しなくなった場合は、定期券の有効期間や定期券を撮影した日等に応じて対象月数を計算し、補助金額を計算します。

Q4：年度の途中から生活保護費（通学定期代）を受給した場合、補助対象となりますか。

→生活保護費の受給対象となる日までに購入された定期券をもとに補助対象期間を計算します。年度途中で生活保護を開始し、開始日以降に購入された定期券は補助対象になりません。

- Q5：運賃改定等により定期運賃に変更があった場合、補助金額はどのように計算されますか。**
→阪急バスについては学年運賃をもとに補助金額を計算するため、4月1日時点の運賃を、北大阪急行電鉄については6ヶ月定期券をもとに補助金額を計算するため、4月1日および10月1日時点の運賃をもとに補助金額を計算します。
- Q6：北大阪急行電鉄の「箕面萱野駅」から「箕面船場阪大前駅」まで乗車して通学しますが、延伸線開業前の阪急スクールパスの運賃は乗車地から千里中央駅までの運賃で計算されますか。**
→北大阪急行電鉄の「箕面船場阪大前駅」までご利用される場合、延伸線開業前の阪急スクールパスの運賃は乗車地から「新船場北橋」までの運賃で補助額を計算します。
- Q7：補助金の振込はいつ頃となりますか。**
→令和7年5月以降を予定しています。なお、お振込みとあわせて、申請いただいたご住所に補助決定通知書をお送りいたします。また、お振込時に、お振込いただく有効な口座がない場合は補助できませんのでご注意ください。

定期券の写真撮影について

- Q1：継続定期を購入した場合、更新前の写真撮影は不要ですか。**
→継続定期を購入される場合も、更新前に定期券の写真撮影が必要です。
- Q2：定期券有効期間終了日が令和7年4月30日の場合、本申請時、3月30日以降に定期券の撮影をしないとダメですか。**
→本申請時の写真は令和7年3月中に撮影してください。（申請期限は令和7年3月31日となりますのでご注意ください。）
- Q3：撮影した定期券の写真を削除してしまいました。どうしたらいいですか。**
→削除されてしまった定期券の期間は対象となりませんのでご注意ください。なお、紛失やデータ破損に対応するため、外部媒体等に写真のバックアップを取るなどをご検討ください。
- Q4：有効期間終了日の1ヶ月以上前に定期券を撮影した場合、対象期間はどのように計算されますか。**
→撮影した月の16日以降に撮影された場合は撮影月を対象とし、15日以前に撮影された場合は、撮影月の前月までが対象となります。
<例：4月1日～9月30日までの定期券>
●8月15日に撮影→4月～7月の4ヶ月が対象 ●8月16日に撮影→4月～8月の5ヶ月が対象
- Q5：「撮影日がわかるもの」の具体例を教えてください。また、写真に日付が印字されている場合は定期券のみを撮影しても対象となりますか。**
→写真に撮影日が印字されている場合も、「撮影日がわかるもの」は必要です。撮影日がわかるものの具体例は次の通りです。
【○】新聞、郵便物の消印、レシート、テレビやインターネットなどで日付が確認できる画面など。
【×】携帯電話やパソコンモニターに表示される日時、写真に印字される日時などの、自身で日時を変更できる画面
なお、ご不明な場合は撮影される際に箕面市交通政策室までお問い合わせください。
- Q6：定期券の更新前に写真を撮影すること、令和7年3月に申請することを覚えてもらえません。**
→事前申請時に申請いただいたメールアドレスに、毎月、定期券更新前の撮影についての案内メールをお送りし、申請日が近づきましたら、本申請開始に関するご案内お送りする予定です。普段ご利用されるメールアドレスをご登録ください。また、迷惑メール対策で受信設定等をされている場合はメールが受け取れない場合があります。箕面市交通政策室からのメールが受信できるよう設定等をお願いします。
<交通政策室メールアドレス：koutuugr@maple.city.minoh.lg.jp>

●申請については、下記の補助金交付要綱についても必ずご確認ください

https://www.city.minoh.lg.jp/koutuu/documents/01_youkou20240315sekou.pdf



<お問い合わせ先> 箕面市 地域創造部 交通政策室

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1 市役所本館2階 212番窓口

電話：072-724-6746（受付時間 8：45～17：15 土日祝・年末年始を除く）